

「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務に係る 公募型プロポーザル企画提案実施要領

1 事業の趣旨・目的

地域団体等が主体となり、子どもを中心とした多世代交流を通じて上毛かるたに親しむ機会を創出・拡大し、地域における自主的な活動の定着と、上毛かるたを通じた新たな形のコミュニティ形成を目指す。

2 対象事業

(1) 名称

「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積上限額

1 団体につき 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は提案者の負担とします。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整の上、再度見積りを依頼します。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 応募資格

提案書を提出する者の要件は、次の条件のすべてを満たしていること。

- ・県内の子ども会、自治会、公民館、または県内に所在または活動の本拠を有する特定非営利活動法人、民間文化団体（実行委員会形式等含む）であること。
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制、ノウハウ等を有している者であること。
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 8 年 9 月 24 日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 8 年 10 月 2 日（金） |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和 8 年 10 月 6 日（火）12 時必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 10 月 13 日（火）12 時必着 |
| (5) 審査結果通知 | 令和 8 年 10 月中旬 |

6 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 企画提案書表紙（様式 2）

- ウ 企画提案書本体（様式３）
- エ 費用見積書（様式４）
※一式計上ではなく、経費の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
※消費税及び地方消費税は１０％を計上してください。
- オ 団体規約（様式任意）
- カ 役員名簿（様式任意）
- キ 決算書（様式任意） ※直近のものを１期分
- ク 暴力団排除に関する誓約書（様式５）
- ケ 課税事業者届出書（様式６）又は免税事業者届出書（様式７）

（２）提出方法

電子メールにより提出してください。

電子メールの添付ファイルが７MB を超える場合は、県が用意するファイル共有システムによりファイル受信を行うので、事前に連絡してください。

なお、提出後は、下記（３）まで電話で必ず受信確認をしてください。

※件名は「【企画提案書】「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務／（団体名）」としてください。

（３）提出先

〒３７１－８５７０ 群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県 地域創生部 文化振興課 文化振興係 （担当：町田）

Tel：０２７－８９８－３９４３

E-mail：bunshinka@pref.gunma.lg.jp

（４）提出期限

令和８年１０月１３日（火）１２時必着

７ 委託事業者の選定方法

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定により行います。

企画提案を募り、書面審査のうえ、総合評価点の高い団体から順に、予算の範囲内で３団体程度を決定します。

（２）審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価します。

項 目	審 査 基 準
趣旨・目的 の理解	本事業や業務に対する理解度が高く、業務に対する意欲が伺えるか。
業務実施 能力	業務を確実に遂行する能力・執行体制は整っているか。 類似の業務経験、実績及び知見を有しているか。
企画提案 内容	企画提案の内容は、本事業に適したものか。
経費妥当性	業務に関する経費の見積りは、本業務を実施するにあたり適当なものか。

８ 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とします。

- （１）プロポーザルに参加する資格が認められない者が行ったもの
- （２）虚偽の内容が記載されているもの
- （３）提出書類について、氏名、金額その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- （４）その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者が行ったもの

9 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、審査及び説明の目的で、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。
- (4) (3) により公表する場合、提出書類の写しを作成し、使用することができるものとします。
- (5) プロポーザル参加に要した費用は全て提案者の負担とします。

10 選考結果と契約の締結

- (1) 選考結果は、全ての提案者に対して文書にてお知らせします。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。なお、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 選考結果は公表する場合があります。

11 質問受付

応募について疑義がある場合は質問を受け付けます。

- (1) 受付方法
質問書（様式8）により、電子メールで提出してください。原則として、電話での質問は受け付けません。
なお、提出後は、上記6（3）まで電話で必ず受信確認をしてください。
※件名は「【質問書】「子どもかるたコミュニティ」モデル事業委託業務／（団体名）」としてください。
- (2) 提出先
上記6（3）のとおり
- (3) 受付期限
令和8年10月2日（金）
- (4) 回答方法
原則令和8年10月6日（火）までに、参加申込者全員に電子メールにて回答します。回答の際、質問事業者名は公開しません。

12 提出後の辞退

提案書の提出後に辞退する場合は、電子メールにて速やかに連絡をお願いします。